

686 日本弁護士協会決議

〔『法学新報』第32卷1(361)号 大正11年1月1日〕

○日本弁護士協会決議 日本弁護士協会は去月十日上野精養軒に於て通常総会を開き左の決議を為し且実行に努力することを申合はせたり

- 一 社会文化の進運に鑑み法令の制定若くは改正を要すべきもの頗る多し日本弁護士協会は曩に案を具して当局に建議したり而して其実現せんとするものは単に刑事立法の一部に過ぎず本協会は当局を督励して各般の立法に関し其実現を期す
- 二 陪審制度を確立するは時代の要求なり実行を遲疑するは社会文化の進運を阻害するものなり当局は宜しく今期帝国議會に法案を提出して之か通過に努むへし
- 三 中華民國に於ける治外法権は其法律制度の進歩改善に適應して之を撤廃すべきものと認む本協会は其撤廢の速かならんことを望む